

公売対象土地に係る諸注意事項

■共通

- ・現状での引き渡しとなりますので、土地の刈払いや境界杭の復元、宅地造成、工作物の撤去等は購入者負担となります。
- ・釜房湖自然環境保全地域（普通地区）内であるため、土地の造成や工作物の設置にあたっては届出が必要となります。
- ・①・②片方のみ売却となった場合、売れ残った土地は引き続き町有地となります。その場合の町の管理（定期的な刈払いなど）は改めて協議します。

■①細工小屋 116-1

- ・当該土地の出入口に門扉がございます。落札者にその鍵もお渡しいたします。
- ・例年アラバキロックフェスティバルの臨時基地局として町が通信会社に土地を貸し出しておりました。購入以後も通信会社が設置をしたい旨交渉を持ちかける可能性があります。

■①細工小屋 117-3

- ・細工小屋 116-1 に内包された土地のため、116-1 と併せて売却します。当該地を除外して売却することはできません。
- ・地目は鉱泉地となっていますが、現状温泉は湧出しておりません。また、当該温泉の排水管が当該地から出ておりますが、今回の土地売却には含みません。

■②細工小屋 121-1

- ・上記「共通」のとおりです。